

画面デザインと意匠権

意匠権は、「物品の外観のデザイン」を保護する権利であるが、携帯電話など近年の情報技術ビジネスの発展により、電子機器の操作に伴う画面デザインの保護に関して意匠権が改正され、保護対象が広がった。

物品自体が成立するために不可欠な画面デザインに加えて、**物品の用途及び機能を実現するために表示される画面デザイン（改正部分）**

< 例 >

腕時計の時間表示等



携帯電話の
初期メニュー画面等



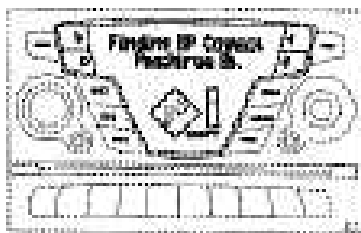
スカイプ通話者選択用
画面



物品機能を成立させるために表示される画デザインだけでなく、**物品と接続された外部の汎用途の表示機器などに表示される画面デザイン（改正部分）**

< 例 >

カーナビ表示画面



オンラインソフトウェア機器と接続された
パソコンに表示される操作画面等

